



平成 26 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヨ コ オ
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳 間 孝 之
(コード番号 6800 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 管理本部長 横 尾 健 司
(T E L 03-3916-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 76 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続して行うことができるようにするため、社外取締役の責任限定契約の締結を可能とする旨の規定を定款第 30 条として新設するものであります。なお、本条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外取締役の責任限定契約) <u>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第 <u>30</u> 条～第 <u>43</u> 条 (条文省略)	第 <u>31</u> 条～第 <u>44</u> 条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金)

以 上